

# 主要先進国援助機関 情報公開実情調査報告書

(本 編)

米 国：米国国際開発庁(USAID)

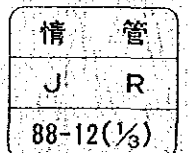
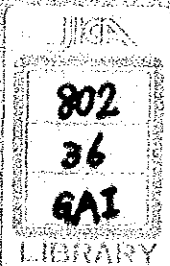
カナダ：カナダ国際開発庁(CIDA)

フランス：協 力 省

英 国：海 外 開 発 庁(ODA)

昭和 63 年 8 月

国際協力事業団  
総務部情報管理課





JICA LIBRARY



1067988[4]

18186



# 主要先進国援助機関 情報公開実情調査報告書

米 国：米国国際開発庁(USAID)

カナダ：カナダ国際開発庁(CIDA)

フランス：協 力 省

英 国：海 外 開 発 庁(ODA)

昭和 63 年 8 月

国際協力事業団  
総務部情報管理課

国際協力事業団

18186

## 序 文

国際協力事業団では、近年の国際協力に対する一般の関心の高まりに伴う国際協力関係情報一般公開の要請の増大に応えるため、昭和61年10月の事業団総裁の外務大臣宛業務改善報告に基づき、情報公開の具体策につき外務省との協議を踏まえ、その検討を進めてきたとともに、昭和62年度には、図書資料室及び広報展示室等の施設を備えた国際協力センターの開所等、情報公開面での種々の努力を行ってきたところである。

事業団としては、政府開発援助に対する国民一般の広い支持を得るためにも、また事業団業務についての透明性を確保する上からも事業団が途上国等から直接入手する貴重かつ有用な途上国等情報、及び技術協力等事業実施上の各種情報について、できるだけ国民一般に広く公開していく方針である。しかしながら、情報によっては、相手国政府との関係あるいは事業実施上の公正、効率性、事業団に対する関係諸団体の信頼性の確保等の観点より、その公開の時期、範囲等に慎重な配慮を加えざるを得ないものもある。

今般、事業団の情報公開の今後の展望を考える上での参考とすべく、情報公開制度の先進国でもある米国等諸先進国の、事業団と同様の業務を行っている主要援助機関の情報公開の実情等について調査を行った。

本報告書は、その調査の結果を取りまとめたもので、先進国援助機関の情報公開の実情を窺い知る資料として、また事業団の情報公開を考えるための基礎資料として、業務参考用に広く活用願いたい。

昭和63年8月

国際協力事業団  
総務部長 高橋 雅 二





# 本 編 目 次

まえがき

目 次

第1章 調査の概要 .....	1
1. 調査の目的 .....	1
2. 調査対象機関及び面接者 .....	2
3. 調査日程 .....	4
4. 調査団構成 .....	5
第2章 調査の内容 .....	6
1. 調査概要 .....	6
2. 質 問 状 .....	7
3. 質問状に対する各援助機関回答（骨子） .....	27
4. 調査結果解説 .....	43
第3章 ま と め .....	47



# 第1章 調査の概要

## 1. 調査の目的

近年、国際協力に対する一般の関心の高まりに伴い、国際協力事業団に対して国際協力関係情報の提供を求める要請が増大している。

国際協力事業団としても、昭和61年10月の事業団総裁の外務大臣宛業務改善報告に基づき、情報公開の具体策の検討と外務省との協議を進めてきたところであり、また具体策の実現の一環として、昭和62年度に図書資料室及び広報展示室等の施設を備えた国際協力センターを設立し、国際協力関係情報の一般公開に鋭意努力している。

事業団としては、政府開発援助に対する国民一般の広い支持を得るためにも、また事業団業務についての透明性を確保する上からも、事業団が業務上入手する途上国情報、及び技術協力等事業実施上の各種情報について、できるだけ国民一般に広く公開していく方針である。しかしながら、相手国政府との関係、あるいは事業実施上の公正、効率性の確保、あるいは事業実施上の関係諸団体との関係等の観点より、情報によっては、その公開の時期、範囲等に慎重な配慮を払い、若干の公開制限をせざるを得ないものがある。

周知のとおり、我が国には現時点で情報公開法あるいはプライバシー保護法というものが未だなく、若干の地方自治体で条例でこれら関係事項を規定した例があるものの、政府関係特殊法人としての事業団として依拠すべき適切な規範の例がないのが実情である。そこで今般、情報公開制度の先進国でもある米国等諸先進国の、当事業団と同様の業務を行っている主要援助機関の情報公開の実情等について調査を行い、もって当事業団の情報公開の今後の展望を考える上での参考とすることを企図したものである。

## 2. 調査対象機関及び面接者

### 米 国

USAID (United States Agency for International Development)

Mr. Thomas R. Blank

Assistant Administrator, Bureau for External Affairs, USAID

Mr. James R. Kunder

Deputy Assistant Administrator, Bureau for External Affairs, USAID

Mr. Rhea Johnson (現地コンサルタント)

元 Director, Office of Public Inquiries, Bureau for External Affairs, USAID

国際協力事業団 米国事務所

五十嵐 禎三 所長

### カナダ

CIDA (Canadian International Development Agency)

Ms. Ruth E. Cardinal

Director General, Public Affairs Branch, CIDA

Mr. André Champagne

Deputy Director General, Public Affairs Branch, CIDA

Mr. James Moore

Chief, Strategic Planning & Speakers Bureau, Public Affairs Branch, CIDA

Mr. Evan Browne

Director, Media Relations & Information, Public Affairs Branch, CIDA

Ms. Louise Lafleur

Information Section, Public Affairs Branch, CIDA

Mr. Gilles Sicard

Director, Consultant and Industrial Relations Div., CIDA

Mr. Michel G. Pilote

Senior Policy Advisor, Strategic Planning Div., Policy Branch, CIDA

Mr. Philip F. Brady

Chief, Policy Analysis Section, Prospective & Policy Development Div., Policy Branch, CIDA

Ms. Ruth Groberman

Director, Public Participation Program, Special Programs Branch, CIDA

Mr. Randy J. King

Asia Programme Manager, Briefing Centre, Technical Cooperation Services Directorate,  
Professional Services Branch, CIDA

在カナダ日本大使館書記官

Mr. Toshiyuki Iwado

フランス

Ministère de la Coopération

Mrs. Rany Keo-Kosal Patout

Chef, Service de la Communication

Ms. Rageal

Chef, Documentation Centre

Mr. J.C. Bouvier (現地コンサルタント)

国際協力事業団 フランス事務所

吉満 博 所長

英 国

ODA (Overseas Development Administration)

Mr. John C. Machin

Head, Information Department

Ms. Elizabeth Povey

Deputy Librarian

### 3. 調査日程

#### 第1班 (米国, カナダ)

昭和63年2月23日(火)

事業団米国事務所, 現地コンサルタント打合せ

同 2月24日(水)

同 上

同 2月25日(木)

米国国際開発庁(USAID)

Bureau for External Affairs と協議

同 2月26日(金)

事業団米国事務所, 現地コンサルタントと打合せ

同 2月27日(土)

調査結果取りまとめ

同 2月28日(日)

ワシントン → オタワ

同 2月29日(月)

カナダ国際開発庁(CIDA)

Public Affairs Branch 他と打合せ

同 3月1日(火)

同 上

#### 第2班 (フランス, 英国)

昭和63年3月14日(月)

事業団フランス事務所, 現地コンサルタント打合せ

同 3月15日(火)

フランス協力省, Service de la Communication と協議

同 3月16日(水)

同 上 及び同省ドキュメンテーション・センターと協議

同 3月17日(木)

パリ → ロンドン

英国海外開発庁(ODA), Information Dept. と協議

同 3月18日(金)

同上及び同庁図書資料室と協議

#### 4. 調査団構成

##### 第1班（米国、カナダ）

村田 晃 総務部情報管理課課長代理  
喜多 要 国際協力総合研修所調査研究課

##### 第2班（フランス、英国）

杉原 敏雄 総務部総務課  
根岸 博美 総務部図書資料室

## 第2章 調査の内容

### 1. 調査概要

本件調査は、後述の質問状（第2章2.参照）を用意し、米国、フランスについては事業団米国事務所及びフランス事務所を通じて先方機関に予め打診を行い、カナダ、英国については事業団より直接郵便等にて打診を行い、その上で調査団を派遣し、実情を調査したものである。なお、米国、フランスについてはこの種の調査としては初めての試みとして、在外事務所を通じて、また、先方関係機関の了解を得て、現地事情、先方関係機関の実情に詳しい現地コンサルタントを備上し、現地調査期間中終始調査団に同行せしめ、調査団を補助せしめると共に、フォローの必要な事項については調査団帰国後もフォローせしめた。特に米国については、1987年12月末まで USAID の情報公開請求の受付窓口責任者であった人をコンサルタントとして備上することができ、USAID の情報公開の実情を相当詳細に把握することができた。

本件調査の実施に際し、先方関係機関の受入窓口はいずれも情報管理あるいは広報関係の担当部署であったが、原局から特定部外者に直接公開するごく一部の特殊業務情報は別として、公開情報の大半について関知している、あるいは外部からの情報公開要求に対する窓口となっているという意味で、本件調査への対応者としてはほぼ適格であった。

フランスについては、現在仏語圏諸国への協力については協力省、その他諸国への協力については外務省が実施機関となっているが、フランスの援助の大宗は前者のものが占めているという実情もあり、本件調査は前者を対象として実施した。



2. 質問状

実

問

状

援助機関への質問事項	コンサルタント等への指示事項
<p>1. 行政機関の保有する情報及び政府開発援助（ODA）関係情報の公開に関する法律、条例、内部規程等の有無及びこれら情報の公開に関する貴国政府及び貴機関の基本的考え方。</p> <p>我が国には、政府開発援助（ODA）関係情報を含め、行政情報の公開を規定した法律は未だ無い。地方自治体の一部に行政情報の公開を規定した条例を有するところがあるのみである。国際協力事業団としては、政府開発援助が国費により実施される以上、業務に支障のない範囲内でできる限り政府開発援助関係情報を一般公開していくという基本的考え方を有している。</p> <p>2. 公開対象情報の種類、公開の対象となる情報の種類、公開方法・手段はどのようなものか。</p> <p>貴機関においては、下記の情報出版物として公表（無料）すると共に、1979年より事業団図書館資料室にて一般公開し、一般からの電話問合せにも応じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 途上国国別一般情報（政治、経済、社会、我が国経済技術協力実施、自然、文化、生活、...）</li> <li>・ 事業団事業実績（事業概要、事業実績統計等）</li> <li>・ 事業が終了した案件の報告書及びその公表が事業の推進に阻害とならない進行中の案件の報告書。（事業団作成報告書の約75%は公開されている。報告書を非公開とする場合の要件は下記3.の通り。）</li> </ul> <p>3. 公開を一部制限あるいは全く公開しない情報の種類、公開を制限する方法等。</p> <p>(1) 貴機関において公開を一部制限あるいは全く公開しない情報の種類、公開を制限する方法等どのようなものか。</p> <p>(2) 貴機関の情報の公開、公開一部制限、非公開等のカテゴリに仕分けの基礎、仕分けの意志決定体制、仕分けに際しての職員への意図の徹底等はどのようなになっているか。</p> <p>(3) 貴機関の情報の公開の公開一部制限及び全面制限は上記1.の法律、条例等においても容認されているものか。それとも貴機関の判断で行っているものか。</p>	<p>右法律、条例、内部規程等がある場合には、原文（写）を取得し、甲（国際協力事業団）に提出する。情報公開に関する基本的考え方につき先方機関より聴取し、入手可能な関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p> <p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、入手可能な関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p> <p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、公開を制限する法的根拠、内部基準等入手可能な関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p>

援助機関への質問事項	コンサルタント等への指示事項
<p>国際協力事業団では、下記に該当する情報は相手国政府の意向及び事業団の判断等により一定期間あるいは無期限に公開を制限している。</p> <p>1) 一定期間（通常3年～5年程度）公開を制限する情報</p> <p>イ、相手国政府との関係等により一定期間公表しないことが適当である資料（プロジェクト情報等相手国政府が一定期間非公表としている資料等）</p> <p>ロ、その公表が一定期間事業団の実施する事業の推進に阻害となるおそれのある資料（調達・契約関係資料の一部）</p> <p>ハ、機材調達、プロジェクトの実施等にあたり、公正を図るため一定期間公表しないことが適当である資料（調達・契約関係資料の一部）</p> <p>2) 無期限に公開を制限する情報</p> <p>イ、相手国政府との関係等によりその公表が適当でない資料（地図、資源情報、評価報告書等の一部）</p> <p>ロ、その公表が事業団の実施する事業の推進に阻害となるおそれのある資料（プライバシー関連情報、評価報告書等の一部）</p>	<p>右質問に列する先方機関回答を聴取し、入手可能な関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p>
<p>4. 情報公開と相手国政府との関係</p> <p>(1) 貴機関においては開発途上国の特定情報（個別援助政策、途上国国家開発計画、特定プロジェクト情報、資源情報、地図、特定プロジェクトの評価報告書等）の公開について、相手国政府との関係が問題になることがあるか。</p> <p>(2) また次の事例があるか。その場合どのような問題が起きた／起きているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手国政府との関係に鑑み、情報公開を制限（どのような制限か）するケース</li> <li>・如何にかかわらず、情報公開をするケース</li> <li>・情報公開に際し、相手国政府の了解を取りつける（どのように）ケース</li> </ul> <p>(3) また特定国に関する情報、報告書等を第三国政府より求められる／求められた事例があるか。その場合、相手国政府との関係において、どのように対応しているか。</p> <p>国際協力事業団における事例については前記3.のとおり。</p> <p>特定国の情報、報告書を第三国政府より求められる場合には、関係国政府の了解を取りつけるのが事業団の基本的考え方である。</p>	

援助機関への質問事項	コンサルタント等への指示事項
<p>5. プライバシー関連情報の取扱い 技術協力は人を介して行う事業であり、派遣専門家、受入研修員、採用コンサルタント等のプライバシー関連情報（学歴、職歴、婚結、保証、親戚等）の流通を伴うが、貴機関においてはこれらの情報の取扱いをどうしているか。</p> <p>国際協力事業団においては、最終学歴、婚結等を含む派遣専門家一覧表を業務用資料として作成し、図書資料室にも保管し、事業団職員の利用には供するが、部外者には公開を制限している。</p> <p>なお我が国においては、プライバシー関連情報の取扱いについては現在、国レベルで検討が進められている。</p>	<p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、プライバシー保護に関する法規、内部規程等があれば、原文（写）を取集し、甲に提出する。</p> <p>プライバシー保護に関する先方機関の基本的考え方を聴取し、入手可能な関連資料があればこれを取集し、甲に提出する。</p>
<p>6. 開発投融資事業関連情報の取扱い 貴機関の開発投融資事業の実施に際し、この事業の関連情報の取扱いは如何しているのか。</p> <p>国際協力事業団においては、投融資等申請団体に對する審査関係資料、申請団体の経理・財務内容、事業団の貸付条件等の記載を含む資料については、金融機関としての事業団の信頼性の観点より、公表していない。</p>	<p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、内部規程等入手可能な関連資料があればこれを取集し、甲に提出する。</p>
<p>7. 契約（特にコンサルタント契約）関連情報の取扱い <u>USAID及びCIDAへの質問</u> 昨年11月貴機関を訪問したコンサルタント契約実情調査団の報告を踏まえ、更に下記の質問をします。</p> <p>(1) コンサルタント別契約実績の公表はしているか。（地域別、国別、案件別契約実績は公表しているか。）</p> <p>(2) 調査案件別指名業者リスト（実績）は公表しているか。</p> <p>(3) 契約業務に関する内部規程、実施要領等の内部資料は公表しているか。</p>	<p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、内部規程等入手可能な関連資料があればこれを取集し、甲に提出する。</p>

援 助 機 関 へ の 質 問 事 項	コ ン サ ル タ ン ト 等 へ の 指 示 事 項
<p>(4) 契約手続上の情報（例えば特定案件に指名された／されなかった理由、プロポーザル評価で第1位になれなかった理由等）を公表、あるいは求めに応じ説明するシステムになっっているか。</p> <p>(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)について不公表の場合、その理由は何か。</p> <p>(6) コンサルタント契約関係情報の公開に関する貴機関の対応について、コンサルタ業界、協会、一般等からの社文、要望等があるか、それはどのようなものか。</p> <p><u>仏、英への質問</u></p> <p>貴機関の契約（特にコンサルタント契約）関係情報の取扱いは如何しているか。</p> <p>(1)～(6)上記と同じ質問内容</p> <p>国際協力事業団では、地域別、個別、案件別コンサルタント契約実績については従来通常5年程度の期間不公表としているが、今後は不公表期間を置くことなく公表することを検討中である。コンサルタル別別契約実績、調査案件別指名業者リスト（実績）、契約業務に関する内部規程、実施要領等内部資料及び契約手続情報等については我が国国会及びコンサルタル業者の一部等より資料公表要求があるが、これら資料は極めて内部的な資料であり、この公表は無用の混乱を来すと考えられるので、事業団では公表していいないし、今後とも公表する意図はない。</p>	<p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p> <p>また先方機関とは別に、この種の最近の情報公開要求の動向につき関連資料を収集し、甲に提出する。</p>
<p>8. 情報公開要求の動向及びそれに対する対応</p> <p>貴機関に対する最近の議会、関係団体（政府機関、開発援助関係団体（大学、コンサルタ業界、NGO等））、一般等からの最近の情報公開要求の動向及びそれに対する貴機関の対応、考え方はどのようなものか。</p> <p>我が国においては、国会、民間団体等から政府開発援助に関する情報公開要求が最近強まっている。事業団が入手する情報には途上国に関する事項、常用なものが多く、また政府開発援助に対する国民の支持を得る観点からもこれら情報についてはできる限り公開していきたいと考えている。しかしながら、前記3.に該当する情報については、公開を制限している。</p>	

援 助 機 関 へ の 質 問 事 項	コ ン サ ル タ ン ト 等 へ の 指 示 事 項
<p>9. 情報公開に関する問題点、今後の展望        貴機関における情報公開に関する問題点があるとすれば、どのようなものか。        今後の、情報公開の問題についてはどのようなようになっていくか、そして貴機関としてはどのようなように対応されていく所存か。</p> <p>我が国においても、前述のように今後ますます情報公開要求が強まっていくと考えられるが、相手国政府等との関係、事業実施の公正さ及び効率的等に配慮を図りつつ、また、類似の事業を実施している貴機関の例をも参考にしつつ、最大限の情報公開を進めていきたい。</p>	<p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、入手可能な関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p>
<p>10. 情報公開の場としての図書資料室  <u>仏、英への質問</u>        貴機関の図書資料室についてお尋ねします。        (1) 情報提供の場としてのLibrary (情報センター) を有するか。        (2) 当該機関の活動内容        (3) システム化の現状及び基本的考え方        (4) 利用者層        (5) 収集情報の種類及び収集先        (6) Libraryの規模と内容        ① 業務内容        ② 面積        ③ 蔵書数と種類        ④ 特色 (資料の)        ⑤ 資料の収集方針        ⑥ 職員数及び予算            ○業務の内訳 ex 司書、コンピュータ要員etc        ⑦ 目録の種類及び検索方法            ○分類法 (LC etc)            ○検索方法 (カード目録 or コンピュータ)        ⑧ 利用者数及び利用率</p>	<p>右質問に対する先方機関回答を聴取し、利用規程原文 (写) 利用案内 (user guide)、システム概要図等入手可能な関連資料あらばこれを収集し、甲に提出する。</p>

援助機関への質問事項	コンサルタント等への指示事項
<p>⑤ 利用規程はどうなっているか？  (規程集が入手可能なら提供願いたい。)</p> <p>⑥ 外部データ・ベースの利用状況</p> <p>(7) システム全体の機器構成図</p> <p>(8) データ・ベースの内容</p> <p>(9) パソコンの利用状況</p> <p>(10) 海外の他機関との情報交換の有無  有りの場合どのような資料を対照しているか。</p>	

以上御協力ありがとうございました。

## QUESTIONNAIRE

### Question 1.

Are there any laws, ordinances, or by-laws to ensure access to information related to official development assistance (ODA) held by the administrative organs and aid agencies in your country and what is the basic philosophy of your government or its organizations as to such freedom of information?

### JICA's Situations

For your reference, Japan has not yet enacted any laws providing for freedom of administrative information, including data on its ODA. Some municipalities have issued ordinances providing for freedom of administrative information. JICA holds a basic philosophy that assures freedom of information concerning ODA as far as there are no inconveniences to the implementation of its own operations, since ODA is carried out at the expense of the Japanese Government.

## DUTIES OF CONSULTANT

### 1.

If such laws, ordinances, or by-laws have been enacted in your country, duplicate copies of the originals should be obtained and be submitted to A (JICA). The basic philosophy on freedom of information should be asked through interviews and be submitted to A together with any available materials related thereto.

## QUESTIONNAIRE

### Question 2.

Types of information open to the public and methods and means for assuring freedom of information.

What types of information does your organization open to the public and what methods and means does your organization adopt to assure such freedom of information?

### JICA's Situations

JICA has opened to the public the below-mentioned information free of charge in the form of publications and since 1979 such publications have been available to the public at the JICA Library and have been made accessible through telephone service to reply to any questions regarding the said information:

- General information on respective developing countries (including politics, economy, social affairs, economic and technical cooperation achievements by Japan, nature, culture, people, life, and so on)
- Achievements by JICA (outlines of the operations, statistics on the achievements, and so on)
- Reports on those projects whose operations have been completed and those whose operations are under way and would experience no impediment to their progress even if they were open to the public. (About 75% of the reports prepared by JICA have been opened to the public. The reasons why some reports are not opened to the public are given in Item 3 below.)

## DUTIES OF CONSULTANT

### 2.

Answers to the said questions should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A, together with any available materials related thereto.



## QUESTIONNAIRE

### Question 3.

What are the types of information which are not opened to the public at all or only in part and in what manner is this accomplished?

- 1) What are the types of information which your organization does not open to the public at all or only in part and in what manner is this accomplished?
- 2) What are the criteria for your organization classifying the information into such categories as "fully opened," "partly opened," and "not opened at all," and what is the decision-making system as to such classification? How are your staff trained to apply such criteria for classification?
- 3) Do the laws, ordinances, or by-laws mentioned in Item 1 above permit your organization to place a partial or total restriction on opening your information to the public or does your organization do so at its own discretion?

### JICA's Situations

JICA places restrictions upon making public any information corresponding to the below-mentioned items for a certain period of time or for an unlimited period in accordance with the wishes of recipient governments and/or at JICA's discretion:

- 1) Information whose freedom of access is restricted for a certain period of time (usually three to five years):

## DUTIES OF CONSULTANT

### 3.

Answers to these questions should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A, together with any available materials related thereto, such as the legal basis for limiting freedom of information and internal criteria.

- a) Data and materials whose freedom of access should preferably be restricted for a certain period, in consideration of the relationship with a recipient government (such data as project information which the recipient government keeps secret for such a period)
  - b) Data and materials whose freedom of access would hinder JICA promoting a project for a certain period (some of those related to procurement and contracts)
  - c) Data and materials whose freedom of access should preferably be restricted for a certain period to ensure fairness in procuring equipment and materials and in implementing projects (some of those related to procurements and contracts)
- 2) Information whose freedom of access is restricted for an indefinite period:
- a) Data and materials whose freedom of access should preferably be restricted in consideration of the relationship with a recipient government (certain maps, resources data, and evaluation reports)
  - b) Data and materials whose freedom of access would hinder JICA from promoting a project (some privacy-related data and evaluation reports).

## QUESTIONNAIRE

### Question 4.

Impact of freedom of information upon relationship with recipient countries.

1) Have there been any problems to your organization with the governments of recipient developing countries as to freedom of specific information (such as aid policies to respective countries, national development plans of developing countries, specific project information, resources data, maps, evaluation reports of specific projects, and son on) ?

2) Have you ever encountered the below-mentioned cases? What types of problems have occurred in such cases?

- When freedom of information is restricted in consideration of the relationship with a recipient government (specify types of restrictions placed on information in such cases).

- When freedom of information is assured irrespective of the relationship with a recipient government.

- When the consent of a recipient government is obtained as to freedom of information (also specify the way it is obtained in such cases).

3) Have you ever been requested by a third-party government to supply data and reports on another country? How have you treated such requests in consideration of the country concerned?

## DUTIES OF CONSULTANT

4.

Answers to these questions should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A, together with any available materials related thereto.

### JICA's Situations

Typical examples related to JICA in this respect have been described in Item 3 above. It is the basic policy of JICA to obtain the consent of the government of a specific country if a third-party government requests us to supply it with data and reports on that country.

## QUESTIONNAIRE

### Question 5.

Treatment of privacy-related information

Technical cooperation is an operation conducted through and accompanied by the distribution of information related to the privacy of experts to be dispatched, trainees to be invited, and consultants to be employed (as to school career, business career, wages and salaries, allowances, family make-up, race, and so on). How does your organization treat such information?

### JICA's Situations

JICA prepares lists of experts to be dispatched overseas, including their school careers and salaries as operational data, and stores them in the Library. The data are accessible to the JICA staff but are opened to outsiders only on limited occasions.

As a matter of reference, treatment of privacy-related data is under study at the governmental level in Japan.

## DUTIES OF CONSULTANT

### 5.

Answers to these questions should be collected from the authorities concerned through interviews and if such regulations and internal provisions have been established in the government and aid agency to protect personal privacy, duplicate copies of the original ones should be obtained and be submitted to A. The basic philosophy of the authorities concerned regarding the protection of privacy should be collected through interviews and be submitted to A together with any available materials related thereto.

## QUESTIONNAIRE

### Question 6.

Treatment of information related to development investment and finance

How do you treat information related to development investment and finance operations in your organization, when conducting such operations?

### JICA's Situations

JICA has not publicized any information on examination of organizations which have applied for investment and finance, financial and accounting information of such organizations, or data containing the terms and conditions of JICA loans, in consideration of the reliability of JICA as a financial organization.

## DUTIES OF CONSULTANT

### 6.

Answers to this question should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A together with any available materials related thereto including but not limited to their internal regulations.

## QUESTIONNAIRE

### Question 7.

Treatment of information on contracts (especially consultant contracts)

How is your organization treating information on contracts (especially, consultant contracts)?

- 1) Have you opened to the public data on contracts by areas, countries, projects and respective consultants?
- 2) Have you opened to the public lists of designated enterprises of respective contracts?
- 3) Have you ever opened to the public such internal materials as internal regulations or procedures for implementing contract operations?
- 4) Have you adopted a system to publicize or explain, upon request, information concerning conclusion of contracts (for example, reasons why a consultant has or has not been designated for a certain project, reasons why a participant has not won the first order in evaluation of proposals, and so on)?
- 5) If any or all of the questions 1), 2), 3), and 4) above are answered in the negative, for what reasons?

## DUTIES OF CONSULTANT

7.

Answers to these questions should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A together with any available materials related thereto.

- 6) What types of requests and petitions are placed on your organization from the Parliament, the consulting industry and other private sectors on the treatment of information related to contracts through your organization?

#### JICA's Situations

JICA has stuck to the policy not to publicize information on consultant contracts by areas, countries, and projects for, in general, five years, but is now studying the possibility of publicizing them without any period of non-publication. The publication of data on contracts by respective consultants, lists of designated enterprises by contract, internal materials including internal provisions and procedures on contract operations, and information on contract procedures has been requested by the Diet and by a part of the consultant industry. Since such data are of extreme internal importance to JICA, however, JICA has not publicized them at all and has no intent to open them in the future, since their publication may result in unnecessary disorder among the parties concerned.



## QUESTIONNAIRE

### Question 8.

Trends of demanding freedom of information and measures to be taken to respond to them.

What is recent general trend of demands for freedom of information to your organization by the Parliament, interested parties (including governmental authorities, development and aid organizations, universities, the consultant industry, and NGO), and other private sectors and what are your measures to respond to and ideas regarding such trend?

### JICA's Situations

The demands for freedom of information has recently been intensified as to information on ODA by members of the Diet and private groups. Judging from the fact that most of the materials collected by JICA contain valuable and useful information on developing countries and from the viewpoint that it is necessary for us to obtain nationwide support for ODA, JICA intends to publicize such materials as long as circumstances permit. However, JICA has placed restrictions on publication of those materials which may fall into the scope described in Item 3 above.

## DUTIES OF CONSULTANT

### 8.

Answers to these questions should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A, together with any available materials related thereto. Apart from such authorities concerned, materials related to the recent trend of demands for freedom of information as stated above should be collected from other sources and submitted to A.

## QUESTIONNAIRE

### Question 9.

Problems concerning publication of data and future perspectives

Have you found any problems as to publication of information, and what types of problems have you experienced, if any? What do you think about future perspectives of the problem of freedom of information and about possible measures you may take?

### JICA's Performance

It seems that demands for freedom of information in Japan will be intensified in the future as stated above. JICA intends to promote the publication of information as much as possible, while paying due attention to friendly relationships with recipient countries as well as the maintenance of fairness and efficiency in the implementation of projects and with reference to the experience of your organization which conducts similar projects.

## DUTIES OF CONSULTANT

### 9.

Answers to these questions should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A, together with any available materials related thereto.

## QUESTIONNAIRE

### Question 10.

Library as an information center

We would like to ask for some information on the library of your organization:

- 1) Do you have any libraries (or information center) for supplying information to parties concerned?
- 2) Activities of such facilities
- 3) Present level of computerization and basic concept related to future computerization.
- 4) Types of users
- 5) Types and sources of information collected
- 6) Scale and contents of such libraries
  1. Contents of operations
  2. Total area (in m<sup>2</sup> or ft<sup>2</sup>)
  3. Number of books housed and their kinds
  4. Characteristics of materials housed
  5. Policy for collection of materials
  6. Number of staff and budget
    - Types of staff classified by business operations, such as librarian and computer engineer
  7. Types of catalogues and indexing methods
    - Classification (LC, UDC etc.)
    - Indexing (card catalogues or computerized indexing)
  8. Number of users by type
  9. Regulations on utilization of library (we would like you to furnish a copy of such regulations or user guides, if available)

## DUTIES OF CONSULTANT

### 10.

These information should be collected from the authorities concerned through interviews and be submitted to A, together with any available materials related thereto, such as duplicate copies of original regulations on library users, user guides, and system outlines.

10. Utilization of external data bases
- 7) Structural drawing of the entire system, if any
- 8) Contents of data base
- 9) Situations of utilization of personal computers
- 10) Exchange of data and information with organizations overseas, and types of data exchanged

We extend our sincere gratitude for your kind cooperation regarding this questionnaire.

### 3. 質問状に対する各援助機関回答（骨子）

#### 質問状に対する各援助機関回答（骨子）

質問事項	USAID	CIDA	フランス省	イギリス
<p>1. 行政機関保有情報、政府開発援助関係情報の公開に関する法律等の有無。</p> <p>(1) 情報公開に関する基本的考え方</p>	<p>情報公開法 (Freedom of Information Act) で右情報の原則公開が定められている。(1966年制定、1975年大幅改訂、1985年、1987年小幅改訂)</p> <p>政府開発援助関係情報のみならず、政府機関の保有する情報は網羅するすべてのものであり、国民はその情報を知る権利があるという基本的考え方に立つ。</p> <p>USAIDとしての基本的姿勢も、政府開発援助情報を可能な限り公開していくというものである。</p>	<p>情報公開法 (Access to Information Act) で右情報の原則公開が定められている。(1983年制定)</p> <p>基本的な考え方は米側に同じ。CIDAも政府開発援助関係情報は、可能な限り公開していくとの姿勢を有する。</p>	<p>情報公開法「行政と公衆の関係改善に関する法律」の第一章「行政文書へのアクセスの自由 (free access to administrative document)」で情報の原則公開が定められている。(78.7.17制定) また上記の他に「プライバシー権を定めたデータ処理と自由に関する法律」(78.11.6)と行政決定の理由を知る権利を定めた「理由付託法」(79.7.11制定)がある。</p> <p>注) ① ただし、コンピュータ化された個人データの自動的処理システムだけを対象とし、手書きの個人データは対象としていない。</p> <p>経済技術協力に係る情報公開については、可能な限りプレス、一般市民の要望に沿った形で行うことを基本としており、特に仏協力が行っている協力活動情報については「コミュニケーション情報文庫」が窓口となっている。但し、情報の内容（特に外交・軍事情報）によっては、外務省・国防省、首相府等の了解を必要としている。</p>	<p>日本の状況と同じで法律は制定されていない。(「イギリス」においては、本件に関する法律の制定には長期間を要するものと思ふ)との発言あり。</p> <p>特定の情報 (Security, Confidential...) 以外のものについては、可能な限り公開する方針である。</p>

質問事項	米USAIDD	カナダCIDA	フランス省	イギリスA
2. 公開対象情報の種類、公開方法・手段等	<p>(イ) 情報公開法に定められた公開適用除外事項(3.に後述)該当事項以外は全て公開している。</p> <p>(ロ) 公開方法・手段は、 ①出版 ②図書資料室等における閲覧 ③電話、文書等による問合せに対する回答 ④情報公開法に基づく情報開示請求(文書)に対する回答(文書)による。</p> <p>(ハ) 情報公開法に基づく情報開示請求に対しては情報公開法に定める手数料(検索料+複写料)を徴収している。上限なし。</p>	<p>(イ) 情報公開法に定められた公開適用除外事項(3.に後述)該当事項以外は全て公開している。</p> <p>(ロ) 公開方法・手段は、USAIDDに同じ。</p> <p>(ハ) USAIDDに同じ。 CIDAでは25カナダ・ドル以上は請求していない。</p>	<p>(イ) 情報公開法に定められた公開適用除外事項(3.に後述)以外の以下にあげる文書は全て公開。 ①一件書類、報告書、研究報告、会計報告、会議録、統計、訓令、通達など ②形態は、書面、録音、録画、コンピュータ処理された機密情報</p> <p>(ロ) 公開方法・手段 ①出版 ②図書資料室等における閲覧 ③電話、文書(数語的には電話より圧倒的に多い)等による問合せに対する回答、文書等による回答 ④外国人も公開可</p> <p>(ハ) 行政機関の現場での閲覧・複写の交付。閲覧は無料。複写にかかる実費のみ徴収。</p>	<p>(イ) 下記3(1)の項目以外のものは、基本的に公開している。</p> <p>(ロ) 公開方法・手段 フランスス協力省に同じ。</p>
3. 公開を制限する情報の種類、制限方法等 (1) 公開制限情報の種類、制限方法。	<p>(1)(イ) 情報公開法に定められた公開適用除外事項があり、これに該当する9件の事項については開示義務が適用されない。 i) 国防・外交政策関連事項で大統領命令による秘密指定基準により秘密指定が行われているもの ii) 行政機関の人事管理関連事項 iii) 他の法律により開示が免除されているもの iv) 哲家上の秘密、第三者の商業上、金融上の秘密 v) 行政機関内、行政機関間の内部メモ、書簡</p>	<p>(1)(イ) 情報公開法に定められた公開適用除外事項があり、これに該当する事項については開示義務が適用されない。 i) 国防、外交、治安、治安、警察捜査関連事項、外国政府、国際機関、地方自治体等から秘密を前報に取得した情報は開示を免除される。 ii) 諜報関係事項 iii) 開示すると個人の安全の侵害へのおそれのある事項 iv) カナダ政府に所属する企業秘密、金融、商業、科学、技術上の秘密</p>	<p>(1)(イ) 情報公開法に定められた公開適用除外条件がある。 ①政府および行政機関に属する当局の秘密の秘密 ②国防・外交の秘密 ③通達、公債もしくは国家の安全および社会治安 ④審理中の訴訟もしくは犯罪捜査を含む裁判の予備作業(但し、所管当局が許可した場合を除く) ⑤私的生活、個人の上意密接記録 ⑥商業、産業に関する秘密 ⑦所管当局による関税法、租税法違反の捜査</p>	<p>(1) 以下の情報については公開を制限している。 ①英国の安全 ②援助対象国の安全 ③契約関係書類 ④行政機関の内部情報(手続き等)</p>

米 U S A I D	カ ナ ダ D A	フ ラ ン ス 省	イ オ ギ リ ス A
<p>vi) 開示するとブライバシーの侵害になる人等、医療ファイル vii) 警察捜査、諜報関係事項 viii) 金融機関監督・規制関係事項 ix) 抽井、油田関連事項</p>	<p>vi) 通貨、利子率の変更計画、関税、租税等料率変更計画、土地・資産売買計画等開示するとカナダ政府の政策遂行能力を損なう事項 vii) ブライバシー保護法に定める個人情報 viii) 第三者の秘密情報 ix) 政府内の提案、背景説明、分析資料、認識記録等</p>	<p>① Top Secret (極密) ② Secret (秘密) ③ Confidential (秘) ④ Unclassified (一般)</p>	<p>① 通貨、利子率の変更計画、関税、租税等料率変更計画、土地・資産売買計画等開示するとカナダ政府の政策遂行能力を損なう事項 vii) ブライバシー保護法に定める個人情報 viii) 第三者の秘密情報 ix) 政府内の提案、背景説明、分析資料、認識記録等</p>
<p>(ロ) (イ)に) に関し、大統領命令第12956号(1983年8月)により、国防、諜報関係の他、外交、対外活動、外国政府関係情報等が</p>	<p>(ロ) 情報公開法に関し、Treasury Board Circular No.1983-35 により情報公開のPolicy guideが示され、さらにこれをC.I.D.A職員用に解説したマニュアルがあり、これに基づき公判不適と判断される文書、資料、報告書は"Confidential"と区分され、取扱われる。</p>	<p>(ハ) 情報公開法にもとづくアクセスの拒否は、理由を明示した書面で、請求者に通知される。二か月以上におき拒否がない場合は明示的アクセス拒否とみなされ、アクセス委員会へ不服申し立てでき、委員会は、申し立て受理から一か月以内に勧告を出さなければならぬ。所管当局は、勧告を受けてから二か月以内に、当該訴訟についてとった措置をアクセス委員会に報告しなければならぬ。</p>	<p>(ハ) 情報公開法にもとづくアクセスの拒否は、理由を明示した書面で、請求者に通知される。二か月以上におき拒否がない場合は明示的アクセス拒否とみなされ、アクセス委員会へ不服申し立てでき、委員会は、申し立て受理から一か月以内に勧告を出さなければならぬ。所管当局は、勧告を受けてから二か月以内に、当該訴訟についてとった措置をアクセス委員会に報告しなければならぬ。</p>
<p>また、同大統領命令の定めるところにより、同務省が国務省・USAID 共同のマニュアル(Security Regulations, Policy &amp; Procedural Implementation of E.O.12956; Foreign Affairs Manual Vol.5-Communications &amp; Records)を定め、これに基づき全ての文書、資料、報告書が分類され、取扱われる。</p>	<p>i) 契約関係 (入札、プロポーザル、契約書等) ii) 評価関係 (カントリー・プログラム、プロジェクト評価) iii) 調査関係 (F/S, カントリー・プログラム、地誌開発、総合開発戦略、資金配分計画) iv) 専門家 (評価報告書、概要報告、個人情報) v) 職員 (職員人事) vi) 失敗した大規模プロジェクト等である。</p>	<p>(ニ) アクセス拒否に関する訴訟が提起されたときは、行政裁判所は六か月以内に判決を出さなければならぬ。</p>	<p>(ニ) アクセス拒否に関する訴訟が提起されたときは、行政裁判所は六か月以内に判決を出さなければならぬ。</p>
		<p>(ホ) また、情報公開法では、公開可能な文書を索引簿の形で公開文書リストとして定期的に公表することを規定しているが、現実には文書省など一部の行政機関で行われているにすぎない。</p>	

IT 開 事 項	米 U S A J D 関	カ ナ ダ C I D A	フ ラ ン ス フ	イ ギ リ ス O D S A
	<p>(ハ) 情報公開法に基づく情報開示請求に対し、公開適用除外条項に基づき公開を拒否する場合は、情報公開法の定めにより、文書で拒否理由、該当条項及び請求者が当該機関の長 (US A I D の場合は US A I D 長) に不服申し立てをする権利があること、並びに拒否決定責任者 (US A I D の場合は Director, Office of Public Inquiries がこの職務を担っている) の氏名、職名を明示し、拒否回答を行う。(拒否決定に先立ち、当該情報主管の他、内閣の Legal Advisor を介し、慎重な協議が行われる。)</p> <p>US A I D では 1986 年の 1 年間に 324 件の情報公開法に基づく情報開示請求を受け、うち 55 件につき拒否回答、うち 4 件につき不服申し立てを受け、うち 3 件につき部分的開示に応じ、1 件については依然拒否した。</p> <p>(ニ) 不服申し立てにもかかわらず開示を拒否された請求者は、情報公開法の定めにより、連邦地方裁判所に提訴することができる。</p> <p>US A I D では今までに提訴されたことはない。</p>	<p>(ハ) 情報公開法に基づく情報開示請求に対し、公開適用除外条項に基づき公開を拒否する場合は、情報公開法の定めにより、文書で拒否理由、該当条項、及び請求者が Information Commissioner (行政機関から独立し、オンプラズマズ的役割をする) に不服申し立てをする権利があること、並びに拒否決定責任者 (C I D A の場合は Senior Vice-President、事務局は Office of Access to Information &amp; Privacy; ATIP) の氏名、職名を明示し、拒否回答を行う。(拒否決定に先立ち、当該情報主管、内閣の Legal Advisor を含め慎重な協議が行われる。)</p> <p>C I D A では 1986 年 4 月～1987 年 3 月の 1 年間に 121 件の情報公開法に基づく情報開示請求を受け、98 件の全面開示、7 件の一部開示、他は請求拒下げ、換装不可能等であり、全面拒否は 1 件も無い。</p> <p>C I D A では過去に Information Commissioner に不服申し立てを受けた例が 1 件あり、Commissioner の所で 1 年以上審査中。</p> <p>(ニ) Information Commissioner への不服申し立てにもかかわらず開示を拒否された請求者は、裁判所に提訴できる。C I D A では提訴されたことはない。</p>	<p>(へ) 協定省内外での非公開情報      の援助政策情報      ② 議上院特別特務情報      ③ 研修員専門家等のプライバシー一関      運情報</p>	



質問事項	米 USAID 関	カナダ CIDA	ブラジル 省	イギリス A
(2) 指程の区分の基準、区分決定体制、区分に関する職員への意識の醸成	(ホ) USAID を含め、連邦政府機関は、情報公開法のためにより、毎年3月1日までに前年の情報公開実施状況報告書を上下両院議員に提出し、閣議拒否件数及びその理由、不届出立交付件数、その結果及びその理由を明らかにしなければならぬ。	(ホ) 議会への報告義務は USAID と同じ。	(2)(イ) 協力者内において、情報公開法にもとづく区分基準のマニュアルは、特に存在せず、省内の各担当地域の主任職員と現務サイドの Chief of Mission が合議して決定する。	(2)(イ) 公明・非公開の決定は、当該プロジェクトの関係者が相談して決めている。 (決定責任者は、主任職員)
(2) 指程の区分の基準、区分決定体制、区分に関する職員への意識の醸成	(2)(イ) 区分基準については、(1)(ロ)の大統領令や第 12355 号及びマニュアルに準拠 (ロ) 区分決定は、情報、文書、報告書等の主任職で決定 (決定責任者は主任職員)	(2)(イ) 区分基準については、(1)(ロ)の Treasury Board Circular 及びマニュアルに準拠。 (ロ) 区分決定は USAID に同じ。	(ロ) 職員に対する研修は、特に実施していない。 (イ) 職員に対する研修は、特に実施していない。	(ロ) 職員研修は、特に実施していない。 (イ) 一般常識に基づく判断が必要である。Security Instructions (非公開) を職員に配布している。]
(2) 指程の区分の基準、区分決定体制、区分に関する職員への意識の醸成	(2) 区分決定手続は、新任職員研修時に徹底している。	(ハ) 区分決定手続は、新任職員研修時に徹底している。		

質問事項	米 U S A I D 関	カ ナ ダ C I D A	フ ラ ン ス フ 協 力 省	イ ギ リ ス A O D S
<p>4. 情報公開と相手国政府との関係  (1) 情報公開について相手国政府との関係が問題になったケース</p> <p>(2) 特定国情報を第三国政府より求められるケース</p>	<p>(1) 基本的には前記大統領命令第 12356 号とマニュアルに基き区分されるが、特に必要と判断される場合は U S A I D 海外事務所または外交チャネルを通じて、公明に関する相手国政府の了解を取り付けることもある。  相手国政府から秘授を条件に入手した情報（この場合は秘授になる）でない限り、公明／非公開の区分決定は第一義的には U S A I D が行う。</p> <p>(2) 経験がない。  請求を受けた場合、請求された情報の性格により、資料の当該国政府の了解を求める／求めないが判断されることになる。</p>	<p>(1) 特に必要と判断される場合は、外交チャネル等を通じて、公明に関する相手国政府の了解を取り付けることもある。  相手国政府から秘授を条件に入手した情報は、情報公開法のためにより秘授は第一義的には C I D A が行う。</p> <p>(2) 経験がない。  請求された場合の対応は、U S A I D と同じ。</p>	<p>(1) 特に具体的事例なし。  特に必要とされる場合は、外交チャネルを通じて、公明に関する相手国政府の了解を取り付けることもある。  相手国政府から秘授を条件に入手した情報は情報公開法のためにより秘授になる。  公明／非公開の区分決定は第一義的には協力省が行う。</p> <p>(2) 経験がない。  請求を受けた場合、請求された情報の性格により、資料の当該国政府の了解を求める／求めないが判断されることになる。</p>	<p>(1) 特に具体的事例なし。  J I C A の考え方と全く同じである。（相手国政府との関係を考慮し、公明／非公開を判断する。）</p> <p>(2) 経験がない。  請求を受けた場合は、フランス協力省と同じ。</p>

質問事項	米USAID	カナダCIDA	ブラジル	イギリス
5. プライバシー関連情報の取扱	<p>(イ) プライバシー保護法(Privacy Act: 1974年制定)が米国にはあるが米国人のみを対象としており、原則的には外国からの研修員等には適用されない。</p> <p>(ロ) しかしながら、米国人専門家、コンサルタントと同様、外国人研修員についても、名前、USAIDからの支給手当(salary)あるいはallowance)のレベル、ビジネス・アドレス、役職名は求めに応じて公開され、それ以外のものは学歴、職歴、家族構成、人種等は公開されない。</p> <p>(ハ) USAID職員については、名前、船舶レベル、ビジネス・アドレス、役職名が公表され、また本人の了解が得られれば自宅の住所、電話番号が公表される。</p> <p>(ニ) 情報公開法の公開範囲除外条項にもプライバシー関連事項があり、プライバシー保護法と合わせて、プライバシー保護が確保されている。</p> <p>(ホ) プライバシー保護に関するUSAIDのマニュアルがある。</p>	<p>(イ) プライバシー保護法(Privacy Act: 1983年制定)がカナダにはあるが、カナダ人のみを対象としている。</p> <p>(ロ) しかしながら、カナダ人専門家、コンサルタントと同様、外国人研修員についても、名前、CIDAからの支給手当のレベル、ビジネス・アドレス、役職名は求めに応じて公開され、それ以外の例えば学歴、職歴、家族構成、宗教、既婚・未婚の別、人種等は公開されない。</p> <p>(ハ) CIDA職員のプライバシー保護もUSAIDと同じ。</p> <p>(ニ) USAIDと同じ。</p> <p>(ホ) 前記3.(1)(ロ)のTreasury Board Circular No. 1983-35にはプライバシー保護のpolicy guideが含まれている。</p>	<p>(イ) 一般的なプライバシー保護法はないがコンピュータ化された個人情報データベースを定めた「データ処理と自由に関する法」(73.1.6 制定)がある。</p> <p>(ロ) 専門家、研修員等のリストは、内閣の利用には提供されるが、外務には公開しない。</p> <p>(ハ) 協力者職員については、名前、所属のみは求めに応じて公開されるが、それ以外の住所、電話番号等は公表しない。</p> <p>(ニ) 情報公開法の公開範囲除外条項にもプライバシー関連事項があり、プライバシー保護が確保されている。</p> <p>(ホ) プライバシー保護に関する協力者のマニュアルはない。</p>	<p>(イ) 専門家、研修員、コンサルタント等のプライバシー関連情報はODA職員のみ利用可であり、公開していない。</p> <p>(ロ) 上記(イ)のプライバシー関連情報の取り扱いに関し、特に問題になったことはない。</p> <p>(ハ) ODA職員の名簿は、その1部(課長以上のOffice Address)のみ公開している。 (これは、Security上の理由によるものである。ODAでは、Security Instructionsを作成し職員に配布している。又、Security Dept. もありODAのSecurity全般について担当している。)</p>

買 取 亦 項	米 U S A I D 国	カ サ D A	フ ラ ン ス 省	イ ギ リ ス A
6. 開発投資買取事業関連情報の取扱い	(イ) 情報公開法の公開適用除外条項(複製上、金融上の秘密)に該当すると判断される場合は、開示しない。 (ロ) 一般的姿勢としても、USAIDでは投資買取情報の公開には慎重にしている。	(イ) CIAでは、1986年以降借款は実施していない。過去の借款については、情報公開法の公開適用除外条項(カナダ政府の金融上の秘密)に該当すると判断される場合は、開示しない。	(イ) 原則的に公開しない。プレスに対しては一部公開している。 (大まかな数字等を公表している様様)	開発投資買取事業は実施していない。以前は実施していた。
7. 契約(特にコンサルタント契約)関連情報の取扱い (1) コンサルタント別契約実態の公表	(1) 地域別、個別、案件別別契約実態は印刷物にして公表している。 コンサルタント別契約実態は、問い合わせに応じて、公表している。	(1) 地域別、個別、案件別別契約実態は需要も多く、印刷物にして公表している。 コンサルタント別契約実態の公表は必要性を認めないので、行っていない。	(1) ~ (4) 公表していない。	(1) 地域別、個別の契約実態を公表すべく計画中である。今年(1988年)中を目的としている。
(2) 案件別指名業者リスト(実態)の公表	(2) 案件入札情報は亦前に官報に掲載する。案件別入札業者名のみならず、入札額についても、問い合わせに応じて、公表している。	(2) 案件入札情報は亦前に官報に掲載する。short listの公表はしない。	(2) 指名企業リストは公表していない。	(2) 指名企業リストは公表していない。
(3) 契約業務に関する内部規程、実施要領等の内部資料の公表	(3) 公表している。 USAIDの契約関係規程等は基本的にはthe Federal Procurement Regulations に照準している。	(3) この種の内部資料は公表しない。ただし、契約業務に限らず業務マニュアルは情報公開法の定めにより、CIAの情報センター(図書資料室)にて一般に公開されている。	(3) 契約業務の内部規定、内部資料は公表していない。	(3) 契約業務の内部規定、内部資料は公表していない。
(4) 契約手続上の情報(指名/非指名理由、第1位指名/非指名理由等)の公表、説明	(4) 問い合わせに応じて、公表している。また、第1位指名業者のプロポーザル、USAIDと第1位指名業者との契約内容のコピーについても、当該業者の了解が得られれば、求めに応じて公表している。	(4) この種の情報は公表、開示しない。		(4) 非指名理由等については、問い合わせがあった場合説明している。(ただし、詳細な説明はしていない模様)

質問事項	米 S A I D 略	C I D A	フ ラ ン ス 行	イ ギ リ ス A
<p>(5) 上記(1)～(4)について不公表の母心の理由</p> <p>(6) コンサルタント契約関係情報の公開に関する外部からの注文、要望</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) コンサルタント会社が競争相手の契約関係情報(プロポーザル、契約関係等を含む)を求めて、USAIDに情報公開を求めめるケースが多い。</p>	<p>(6) コンサルタント会社は自社に都合のよい情報の提供を求めてくるが、CIDAの契約業務の内部的な情報に關しては一切公表しない。</p>	<p>(5) 極めて内部的な情報であり、外部に公表、説明する必要はない。</p> <p>(6) 要望等を受けたことではない。</p>	<p>(5) 内部情報である。</p> <p>(6) 国会からの資料要求には、その程度に応じている。</p>
<p>8. 情報公開要求の動向及びこれに対する対応</p>	<p>(イ) 情報公開法の制定以来、特にここ数年情報公開法に基づく情報開示請求が増加している。情報公開法では開示請求が出てから10日以内の回答が規定されており、行政機関にあって負担となっている。行政機関にこれほどの重荷になることを法制定当時の立法府は予測していなかったのではないかと思われる。</p> <p>(ロ) 近年の傾向として、商業セクターあるいは特定の企業からの情報公開要求及び報道機関からの情報公開要求が増え、学界からの情報公開要求が減っている。企業間の競争の激化がうかがえる。</p>	<p>(イ) CIDAにおいては情報公開要求は難しい問題ではない。CIDAは広報力を入れており、改めて情報公開要求を受けるとは必要があまり高くないのではないが。</p> <p>情報公開要求よりもむしろNGOあたりからのCIDA批判、取付開発援助批判の方が目立つ。</p>	<p>(イ) 私においても、援助協力についての「透明性」を求める動きがあり、国会、委員会の他、プレス、学生、専門家等からの各種の情報要求が増加しているが、現在のところケース・バイ・ケースにおいて対応している。また、より広い市民を対象とする広報活動も必要であり、文部省によって市民の広報活動の関心を高める他、私的算機器を利用してより広報のイメージを市民に広めることが求められている。</p>	<p>(イ) 情報公開に対する要求は増加する傾向にある。</p> <p>開発途上国との関係を大切にしつつ対応していくべきと考えている。</p>

質問事項	米 U S A I D 関	カ C I D A 関	フ ラ ン ス 省	イ オ キ リ ス A
<p>9. 情報公開に関する問題点、今後の展望</p>	<p>民主党は共和党に比し、比較的開かれた政府を目指す傾向があるが、基本的にはだれが大統領になるかによって情報公開の方針、程度も変わると思われる。情報公開要求は今後とも増えよう。</p>	<p>情報公開要求は今後増加していくと恐られるが、引き続き広報、情報公開に力を入れたい。</p>	<p>私の援助についての市民の関心が高まれば前まるほど、援助の質が高まると考える。協力省は、86年度において、シラク政権が私部團重税を明瞭に打ち出し、その促進のため孤立した省になったものであるが、情報公開の一元化も必要であろうし、また、O D A の各援助機関の担当分野の明確化、継続性も求められるだろう。さらに、今後は、地方における私援助に関する情報公開のあり方方も考えていかなければならない。 (情報の地方分権化)</p>	<p>J I C A と同じ。 (情報公開要求は今後ますます強まる。相手国政府との関係、事業実施の公正さ、効率性等に配慮しつつ、最大限の情報公開を進めていく。)</p>

質問事項	米 U S A I D	カ ナ ダ C I D A	フ ラ ン ス フ ラ ン ス	イ キ リ ス A O D A
<p>10. 情報公開の場としての図書館資料室</p> <p>(1) 情報公開の場としての図書館または情報センターを有するか</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>(3) システム化の現状及び基本的考え方</p> <p>参考：JICA 図書館資料室 図書館資料管理検索システム が一部稼動。</p>	<p>(以下、昭和50年の調査結果による)</p> <p>(1) 有。 A I D Libraryと呼んでいる。</p> <p>(6) ④で後述</p> <p>1) 1976年に図書館資料検索がシステム化され、同年以降の図書・資料についてはオンライン検索可能 (USAD 内の全ての端末から検索可能)</p> <p>ii) USAD 内部データ・ベース約 200計 400のデータ・ベースの情報検索が可能。</p> <p>iii) 全米規模の図書館検索システムサービス (On-line Computer Library Center: OCLC) 用端末を有し、検索サービスを実施。</p> <p>1975年以前の図書館資料検索については、カード・カタログ及びシンソーラスによることとし、利用頻度、コストの観点から、システム化は見送りととなっている。</p>	<p>(以下、昭和50年の調査結果による)</p> <p>(1) 有。 図書館 (Library) とは呼ばず、開発情報センター (Development Information Center) と呼んでいる。</p> <p>(6) ④で後述</p> <p>図書館業務のシステム化は未だ行われていない。</p> <p>利用し、内部、外部のデータ・ベースを利用している。情報検索サービスは実施している。</p>	<p>(昭和63年の調査結果)</p> <p>(1) 有。 文庫センター (documentation center) 及び図書館より成る。</p> <p>(6) ④で後述</p> <p>i) 外部の開発途上国情報センターパシフィック (IBISUS) の会員になっている。 ii) マイクロコンピュータによる図書館システムの開発に 80 年 3 月中旬より着手したところであり、当面図書館検索システムを開発し、書籍的情報及び要約を入力し、IBISUS にもつなげる予定。</p> <p>将来的には図書館業務全体をコンピュータ化する考えはあるが、経費がかまむので、当面は全全検索する図書資料の検索システムに限定し、開発、利用していく方針である。</p>	<p>(昭和63年の調査結果)</p> <p>(1) 有。</p> <p>(6) ④で後述</p> <p>図書館システムの開発を 87 年 9 月より着手。ハードウェアは未導入。 但し、従来よりパソコンにより市販ソフトを利用した日録等の検索システムを利用している。 以下に掲げるパソコン・システムは各々独立したシステムとなっている。 i) 資料管理・検索システム ④資料検索 APRICOT AP1200/10KB ⑤使用ソフト CARD-BOX ⑥台数 1 台 ⑦利用目的 開発問題に関する資料の管理・検索 ⑧システム内容 ・カード目録と同等の機能を有し、資料検索に用いる。 ・問合せ、要請に応じ、図書館職員が操作し、検索サービスを行う。 ・将来的には本件データ・ベースを形楽ベースに集める意向もある。 ii) 報告書管理・検索システム ⑧使用機種 APRICOT AP</p>

質問事項	USAID 問題	CIDA カナダ	FRICA 仏領	IODA イギリス	ASA アメリカ	
(4) 利用者層	(5) の⑥で後述	(6) の⑥で後述	(6) の⑥で後述	(6) の⑥で後述	(6) の⑥で後述	
(5) 収集情報の種類及び収集先	<p>(5) の⑥で後述</p> <p>収集情報の種類…開発情報一般          収集先…USAID (国内、海外)、国          務省、農務省等関係各省、世銀、IMF          等国際機関、先進国援助機関、内外研究          機関、大学等</p> <p>イ) 調査・貸出管理          資料購入、収集資料整理は他部署          の担当になっている。          ロ) 資料配送サービス          アシントン他周辺地区の10のビル</p>	<p>(6) の⑥で後述</p> <p>収集情報の種類…開発情報一般          収集先…CIDA (国内、海外)、外務          省、貿易省、農務省等関係各省、世銀等          国際機関、先進国援助機関、内外研究機          関、NGO等</p> <p>イ) 情報センター管理          図出等選取、購入、収集、整理、          配架、調査・貸出管理等一貫業務          ロ) レファレンス・サービス          ハ) 図出印刷貸借サービス</p>	<p>(6) の⑥で後述</p> <p>収集情報の種類…特に仏語圏アフリカ諸          国に重点を置き、開発途上国情報一般を          収集。          収集先…協力省 (国内、海外)          関係各省、内外研究教育機関、国際機関          等</p> <p>イ) 文書センター・図出部管理          図出等選取、購入、整理、          配架、調査・貸出管理等一貫業務          ロ) レファレンス・サービス</p>	<p>(6) の⑥で後述</p> <p>収集情報の種類…開発情報一般          収集先…ODA (国内、海外)、          国際機関、先進国援助機関、内外研究教          育機関、開発途上国等</p> <p>イ) 調査資料管理運営管理          ロ) 利用者への検索サービス</p>	<p>(6) の⑥で後述</p> <p>②使用ソフト          IMAGEIC          ③台数2台          ④利用目的          世帯、専門家、調査等の報告書          の管理・検索          ⑤システム内容          著者名、社名のみならずキーワー          ドからも検索可能。          iii) データ・ベース検索システム          ①使用機種 IBM          ②台数 1台          ③利用目的          外部データ・ベースDIALOG          の検索及び図表等の経理会計処理          ④その他          本機種はODAの他部署でも広く          使用されており、将来的にはネッ          トワーク利用も考えられている。</p>	
(6) 調査資料室の規模と内容						



買 取 亦 項	米 U S A I D 団	カ サ シ D A	フ ラ カ ス 名	イ ギ リ ス A																																																
	<p>ルに販在するUS A I D各都府への図書・資料等の貸出配送サービス</p> <p>ハ) O C L C 検索サービス 前記(3) (1) 参照。 ニ) 図書館間貸借サービス ホ) 情報検索サービス 外部からの問合せにも回答する。 データ・ベース使用料等手数料を 取ることがある。</p>	<p>ニ) 情報検索サービス (データ・ベース利用)</p>		<p>ハ) 利用者への下記定期情報サービス</p> <table border="1" data-bbox="427 241 970 600"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>サービス名</th> <th>頻度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>Development Index</td> <td>毎月</td> <td>開発問題資料目録 (月 200 件程度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Development Contents</td> <td>"</td> <td>開発問題雑誌コンテンツデータベース (目次コピー)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Management Index</td> <td>1.5. 9 月 毎月</td> <td>プロジェクト管理資料目録</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>New Books List</td> <td>毎月</td> <td>近著書録リスト</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>New Serials Received</td> <td>随時</td> <td>近著雑誌リスト</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>Contents of Recent FAO Journals</td> <td>四 半 期</td> <td>FAO Journal のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>Technical Cooperation</td> <td>毎月</td> <td>技術協力政府刊行物リスト</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ) 定期刊行物 (年報) の刊行</p> <table border="1" data-bbox="970 241 1294 600"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>タイトル</th> <th>頻度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>British aid</td> <td>年報</td> <td>英国の技術援助</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Public Administration</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Reading Lists</td> <td>"</td> <td>特定分野参考図書リスト</td> </tr> </tbody> </table>	No	サービス名	頻度	内容	1	Development Index	毎月	開発問題資料目録 (月 200 件程度)	2	Development Contents	"	開発問題雑誌コンテンツデータベース (目次コピー)	3	Management Index	1.5. 9 月 毎月	プロジェクト管理資料目録	4	New Books List	毎月	近著書録リスト	5	New Serials Received	随時	近著雑誌リスト	6	Contents of Recent FAO Journals	四 半 期	FAO Journal のコンテンツ	7	Technical Cooperation	毎月	技術協力政府刊行物リスト	No	タイトル	頻度	内容	1	British aid	年報	英国の技術援助	2	Public Administration	"	"	3	Reading Lists	"	特定分野参考図書リスト
No	サービス名	頻度	内容																																																	
1	Development Index	毎月	開発問題資料目録 (月 200 件程度)																																																	
2	Development Contents	"	開発問題雑誌コンテンツデータベース (目次コピー)																																																	
3	Management Index	1.5. 9 月 毎月	プロジェクト管理資料目録																																																	
4	New Books List	毎月	近著書録リスト																																																	
5	New Serials Received	随時	近著雑誌リスト																																																	
6	Contents of Recent FAO Journals	四 半 期	FAO Journal のコンテンツ																																																	
7	Technical Cooperation	毎月	技術協力政府刊行物リスト																																																	
No	タイトル	頻度	内容																																																	
1	British aid	年報	英国の技術援助																																																	
2	Public Administration	"	"																																																	
3	Reading Lists	"	特定分野参考図書リスト																																																	

質問事項	USAID	CIDA	フロンティア省	イギリス
◎面積 参考：JICA図書資料室 本館 760㎡、分室 100㎡ ◎蔵書数と種類 参考：JICA図書資料室 ◎書籍 68,300冊 ◎定期刊行物 1,000タイトル ◎国際機関資料 11,100種 ◎地図 13,300枚 ◎マイクロフィルム等 13,000シート ◎各種フィルム等 580本 ◎資料の特色及び収集方針	2,250ft <sup>2</sup> = 209 m <sup>2</sup> ◎書籍 70,000冊 ◎定期刊行物 400タイトル (2年を限度として保存し、以後マイクロフィルム化し、現物は廃棄。) ◎マイクロフィルム 15万タイトル	5,800ft <sup>2</sup> = 540 m <sup>2</sup> ◎書籍及びモノグラフ 6,000冊 ◎定期刊行物 1,300タイトル ◎ドキュメント類(gray literature) 15,000点 ◎マイクロフィルム 2~3万タイトル	284m <sup>2</sup> ◎書籍等 22,000冊 (モノグラフ、報告書、統計書、政府刊行物、地図 1,200点等を含む) ◎定期刊行物 550タイトル (うち 300タイトル分を購入、他は寄贈受。) ◎新聞切抜き 1,500点	250m <sup>2</sup> 内訳 イ. 一般図書室 150m <sup>2</sup> ロ. 雑誌室 50m <sup>2</sup> ハ. 統計資料室 50m <sup>2</sup> ◎書籍 20,000冊 ◎定期刊行物 1,000タイトル ◎統計資料 1,000種
	◎USAID業務に関連する資料は全て収集するが、外交政策的なものには重点を置く。 ◎契約文書、設計書等かざはるものはマイクログラフフィルム化し、省スペースを図る。かざはる現物はヴァージニア州等近郊の倉庫に保管する。	◎CIDA業務関連資料は全て収集。(下記ロ、ハ)の例外あり) ◎英、仏語以外の資料は収集しない。重複を避けるため、格帯編集等他団体で資料の得られるセクターの資料はCIDAでは取らず。 ◎CIDAでなければ収集しない(できない)資料に重点を置く。 ◎省スペースのため、古い巻頭、回顧録的(retrospective)な資料は保存し	◎協力省業務関連資料は全て収集。 ◎開発問題関連資料は全て収集する方針である。	◎ODA刊行物目録 ◎定期刊行物目録 ◎統計書目録
		◎CIDA業務協力分野の資料を中心に収集。 ◎途上国のみならず、国際機関、他先進諸国からも収集。 ◎専門家、調査団、世帯等の調査レポートが中心をなす。		

負 担 事 項	米 国 U S A I D	カ ナ ダ C I D A	フ ラ ン ス フ	イ ギ ン 国 I O D A
<p>⑤職員数及び予算 参考：JICA図書国際資料室 職員 18人 (本館：職員3人、嘱託1人、 サービス・センター12人、 分館：嘱託2人) 予算 約1.8億円(63年度予定)</p>	<p>イ) 職員5人(業務委託) 内訳：Reference librarians 3人 (専門的レファレンス) Technicians 2人 (貸出管理、図書整理等) ロ) 予算 詳細不明 (図書資料室業務は、統計業務、デ ータ・ベース調査業務等と共に一括 業務契約により、外部委託。 本件一括業務契約金は年80万US\$/ 18人分である。)</p>	<p>イ) 職員11人(内訳) 内訳：Professional librarians 3人(専門的レファレンス) Documentalists 3人 (アジア、アフリカ、中東来の 他成スベシヤリスト) Technician 1人 (データ・ベース、マイクロコ ンピュータ) Clerical staff 4人 (貸出管理、図書整理等) USALIと張り、蔵書ペース で運営している。 ロ) 予算 14万カナダ\$/年(除人件費) 図書資料購入、印刷物の作成・配 布、データ・ベース使用料支払等経 常経費に充當。</p>	<p>イ) 職員 6人(業務委託及び内訳) 内訳：Professional documentalists 2人(業務委託、専門的レファ レンス) Assistant documentalists 3人(協力省職員、レファレン ス補助。うち1人はマイクロ・ コンピュータ担当) 庶務1人(協力省職員) ロ) 予算 予算額は部外秘の由。 ただし、書類の購入、定期刊行物の購 読経費に制限はないとの説明があっ た。</p>	<p>イ) 職員 9人 内訳：司書 4人 一般事務職 5人 特にコンピュータ専門家はいない。 ロ) 予算 不明</p>
<p>⑥目録の種類及び検索方法</p>	<p>イ) 分類：LC ロ) 検索方法：コンピュータ検索、カー ド・カタログ、シソーラ ス。 シソーラスはAIDシソーラス、 LCシソーラス、OECDシソー ラスを使用。</p>	<p>イ) 分類：LC、LCサブジェクト・ヘ ッディング ロ) 検索方法：カード・カタログ、シソ ーラス (LC、OECD、及び仏語シソー ラス)</p>	<p>イ) 分類：協力省文書センター独自の分 類 ロ) 検索方法：カード・カタログ 前述(3行)の通り、毎年3月に 図書検索システムの開発に着手し た。</p>	<p>イ) 分類：LC 経済協力分野には使われない分類 であるが、外務省図書館(1995年 より使用)との連携上の理由によ り、止むなくLCを使用。 ロ) 目録の種類 著者目録及び件名目録のみあり、 書名目録、地域目録はない。 ハ) 検索方法： 1) 1980年以前のもの……カード目録 1980年以降のもの……マイクロ・フ</p>

質問事項	米 U S A I D 国	カナ D A 国	フランス	イギリス
⑤利用者及び利用者層	イ) 利用者数 数えたことがなく、不明。 ロ) 利用者層 USAID職員、コントラクター 職員、外部関係者、研究者、学生 等	イ) 利用者数 数えたことがなく、不明。 ロ) 利用者層 公共図書館ではないので、利用者 数表統計を求められないことがない 出。 CIDA職員、外部関係者、 NGO関係者、研究者、学生等。 部外者(一般)は館内閲覧可、館外貸出は 直接行わず、図書館貸出により 行う。	イ) 利用者数 不明 ロ) 利用者層 不明	イ) 利用者数 不明 ロ) 利用者層 ODA職員、外部関係者、研究 者、学生等。 部外者(一般)は館内閲覧可、館 外貸出は直接行わず、図書館貸 出により行う。
⑥利用規程	略	略	略	略
⑦外部データ・ベースの利用	外部データ・ベース約200種を利用	MINISIS (カナダIBC) CATALOG CANOLICS (カナダ科学情報デー タ・ベース) 海外主要新聞情報データ・ベース その他FAO, UNIDO, UNESCO等国際機関データ・ベース 等を利用(仏語を含む)	外部データ・ベースを数種を利用	IALOGUE WORLD REPORTER (各国の主要新聞の記事データ・ベ ース)を利用。
(7)、(8)、(9) システム、データ・ベース 等	略	略	略	略
(10) 海外の他機関との情報交換	イ) 資料の交換 ii) 海外事務所を拠点としての情報協力 を実施。	資料の交換が主体。	東欧諸国、アフリカ諸国との間で主とし て情報的情報の交換を実施。	定期的あるいは不定期的に資料の交換を 実施。 JICA、アジア経済研究所等の統計資 料、年報等が保存されている。

## 4. 調査結果解説

### (1) 情報公開法の存在

米, 加, 仏……………有, 英……………無

米国の情報公開法が一番歴史も古く, また内容的にも最も大胆なものとなっている。また米国の情報公開法のみが国籍制限条項がなく, 外国人も利用権者たり得ようになっており, 「何人」(any person) (米国情報公開法(a)(3)項)でも米政府機関保有情報・記録の公開を請求することができる。カナダの情報公開法では, カナダ人のみが利用権者として認められている。

なお米国には政策決定過程を公開することを定めたサンシャイン法(The Government in the Sunshine Act)があるが, これは薬事審議, 航空機開発政策審議等の分野で適用されるが, USAIDには適用されていない由である。

#### (1)-1 情報公開に関する基本的考え方

基本的には米, 加, 仏, 英4カ国とも, 政府機関の保有する情報は, 可能な限り公開するという考え方に立つ。

### (2) 公開対象情報の種類, 公開方法・手段

米, 加, 仏においては公開しなくてよい情報の種類が情報公開法に明示され, それ以外の情報は全て公開している。経費のかかる公開サービスを要求する場合は, 手数料の徴取がある。英国においては情報公開法が未だ存在しないため, 情報の公開/非公開の判断は当該政府機関の判断次第である。

### (3) 公開が制限される情報の種類及び制限方法

米, 加, 仏においては公開しなくてよい情報の種類が情報公開法に明示されている。

また公開を制限するための手続, 方法, 情報開示請求の取扱い等についても, 情報公開法, 及び同法の施行令的なもの, 更に関係各機関のマニュアル等に具体的に明示されている。

英国の場合は, 情報公開法がないため, 情報の非公開の判定は当該政府機関の判断にまかされる。

#### (3)-1 情報の区分の基準

米, 加においては区分基準が情報公開法施行令及び各機関のマニュアルに定められている。仏, 英においては情報の公開/非公開の区分基準を定めたマニュアルはなく, 当該情報の主管部署の判断で区分を決定する。

### (4) 情報公開と相手国政府との関係

米, 加, 仏, 英とも情報の公開/非公開の区分の判断は第一義的には自らの判断にて行うが, 必要な場合には相手国政府に確認を取る。特定国情報を第三国政府より求められたケースは皆無。求められた場合は, 請求された情報の性格により, 情報当該国政府の了解を求める/求めないを判断する

ことになる。

#### (5) プライバシー関連情報の取扱い

米、加にはプライバシー保護法がある。フランスにはコンピュータ化された個人情報に限定して保護法がある。英国にはプライバシー保護法がない。何度か法案が議会で提出されたが、成立に至っていない。

プライバシー関連情報の取扱いはいずれの国も慎重である。米、加において援助機関職員及び関係者の俸給レベルが求めに応じて公開されているのは、我が国と若干感覚的な差異を感じさせる。

#### (6) 開発投融資事業関連情報の取扱い

この設問に対しては、先方対応者が必ずしもこの種事業の内容をよく理解してはいなかったこと、また事業団のこの種の事業の特殊性もあり、当方の期待したレベルの回答は得られなかった。

米国の場合、政府機関が当該情報が関係企業の営業上の秘密 (trade secret) であると判断する限りにおいて、当該情報の公開は行われませんが、これは政府機関に情報公開/非公開の裁量権を与えたものであり、他方情報提供企業がライバル社に企業秘密を握られるのを防ぐために、情報公開法 (FOIA) の適用除外規定を根拠に、政府機関による情報開示を差し止める逆FOIA提訴も相当数あるという現実もあり、いきおひこの種の企業がらみの情報の公開には慎重にならざるを得ない面がある。

融資ではないが、USAIDが民間援助機関 (Private Voluntary Organizations : PVO。USAIDではNGOという語は使用しない。)へ補助金等の grants を供与した実績情報は公開されている。CIDAにおいてもNGO (CIDAにおいてはNGO : Non-Governmental Organizations という語が使用される。)への grants の実績情報は公開されるが、政府機関からこの種の補助金を受けている事実を公表されたくないNGOもあり、トラブルになることがあるが、NGOを説得しているとのことであった。

#### (7) 契約 (特にコンサルタント契約) 関連情報の取扱い

米、加、仏、英の中では米国が契約関係情報の公開の面でも最も先進的である。

##### (7)-1 コンサルタント別契約実績の公表

米国のみが、問い合わせがあった場合にこれを公表しており、他は公表していない。地域別、国別、案件別契約実績は米、加とも印刷物にして公表している。米国の場合、合衆国という国の性格上の理由によると思われるが、全米の州別コンサルタント契約統計も公表している。

##### (7)-2 案件別指名業者リスト (実績) の公表

米国のみが、案件別指名業者リスト及び入札額を、問い合わせがあった場合に、公表している。加、仏、英は公表しない。

(7)-3 契約業務に関する内部規程、実施要領等内部資料の公表

米国は公表。カナダは業務マニュアルのみ情報センター（図書資料室）にて公表。仏、英は公表しない。

(7)-4 契約手続上の情報（指名／非指名、第1位指名／非指名の理由等）の公表、説明

米国は問い合わせに応じ、公表、説明する。また第1位指名業者のプロポーザル、第1位指名業者とUSAIDとの契約書のコピーについても、当該業者の了解が得られれば、求めに応じ、公表している。

加、仏はこの種の情報は公表しない。

英は問い合わせがあった場合、簡単な説明は行っている。

(7)-5 この種の情報の不公表の理由

加、仏、英はこの種の情報は極めて内部的な情報であり、外部に公表する必要がないというのが基本的考え方である。米国は、この種の情報は情報公開法からして、開示を拒否できないと考えている。

(7)-6 コンサルタント契約関係情報の公開に関する外部からの注文、要望

米、加ではこの関係の業界の競争が激しいようであり、ライバル社の情報を求める業界攻勢が援助機関にも向けられていると言えるが、CIDAはこれを一切拒絶し、USAIDでは情報公開法の規程に沿って、可能な限り公開するという対照的な対応の仕方をしている。

(8) 情報公開要求の動向及びこれへの対応

米国の場合、情報公開法に基づく情報開示請求が出てから10日以内の回答（カナダの場合は30日以内）を義務付けられており、この回答事務処理が行政機関にかなりの負担になっているようである。カナダの場合は、回答期限が長めであり、回答事務処理の負担は大きくないようである。

またUSAIDの場合、米国の他の行政機関と同様、民間企業及び報道機関からの情報公開要求が多く、「情報公開法は実質的には企業の情報収集の手段として利用されている。」「これは情報公開法が達成することを目指していたことではない。」（ジュリスト1981年6月5日臨時増刊号“情報公開・プライバシー” p.124）という指摘とも一致する。

仏、英の場合は、米、加のような情報公開請求に対する回答事務処理の負担というものはほとんどうかがわれないが、動向としては情報公開要求は高まりつつあるようである。

(9) 情報公開に関する問題点、今後の展望

いずれの援助機関も、情報公開要求は今後とも増大していくという見方で一致している。

(10) 情報公開の場としての図書資料室

いずれの援助機関も図書資料室あるいは情報センターを有する。USAIDの場合は、事務所がワシ

ントン市内及び周辺の10近いビルに分散しており、図書室もワシントン市外のビルにあるが、配送サービスによりUSAIDの各部署へ図書資料を届けており、この点はJICAの市ヶ谷（図書資料室本館）～新宿（事業団本部）間の図書資料配送サービスと同じである。

図書資料室業務の電算化については、USAIDが実施済、英ODAがパソコン・システムで実施済で、仏協力省が着手したところである。JICAは一部稼働中（全蔵書の入力に今後2年程度を要する）であり、電算化については他の先進国援助機関に比し、JICAも遜色ないレベルに達している。

図書資料室の利用者層、収集情報の種類及び収集先、図書館業務の内容等も援助機関の図書資料室という性格上、極めて類似しており、JICA図書資料室とも差異は認められない。

図書資料室の面積としては、もはやJICA図書資料室はUSAID、CIDA、仏協力省、英ODAのいずれの図書資料室をも凌ぐ規模となっている。JICA図書資料室本館760㎡という面積は、この図書資料室が職員の大抵がいる本部から物理的に離れていることとも合わせ、外部への情報公開のための施設という性格が相当色濃いことを示している。なお事業の性格が異なるが、カナダの国際開発研究センター（IDRC）が1,300㎡、我が国のアジア経済研究所が1,300㎡、日本貿易振興会が1,600㎡の図書資料室を有し、かつこれら諸機関の図書館も外部への一般公開を行っている。

図書資料室の蔵書数、職員数、予算についても、JICA図書資料室は他の援助機関に比し、遜色ないレベルに達している。

外部データ・ベースの利用については、この面の先進国である米国のUSAIDが圧倒的な数量を誇っているが、外部データ・ベースは援助機関以外にもアクセス・ポイントがあること、利用が原則として有料ベースであることから、基本的には内部の関係者用であり、外部データ・ベースの多さは情報公開度とは無関係である。



### 第3章 ま と め

前述のように米、加、仏、英各々の援助機関の情報公開の実情は、それぞれの国情、社会的背景等を反映して実にさまざまである。

もちろん情報公開法、プライバシー保護法といった法制の有無が大きな要素ではあるが、情報公開あるいはプライバシー保護に対する国民の認識が最大の要素であろう。米、加、仏、英といった先進民主主義国家にあっては行政機関の意識というものも、国民の認識、要求といったものから大きく隔たったものではあり得ず、各々の国民の認識、要求のレベルを反映した情報公開度あるいはプライバシー保護度になっていると考えて差しつかえないと思われる。特に仏、英の援助機関では情報公開についてはあまり強い問題意識を有していなかったが、これはこれら援助機関に対する国民の情報公開要求がシリアスでないことを反映しており、また米、加の情報公開法が内容的には大差がないにもかかわらず、特に契約関係情報の公開についてはUSAIDとCIDAの間には極めて対照的な差異があり、しかもそのことがカナダ側で何ら問題になっていないことは、米加援助機関の認識の差、すなわちその背景にある社会的要求の差を反映したものであろう。

すなわち、米国の場合、情報公開法、プライバシー保護法のみならず、政策決定過程を公開するサンシャイン法(The Government in the Sunshine Act)、政治家、高級官僚、裁判官等の資産収入を公開する政府倫理法(the Ethics in the Government Act)もあり、またウォーター・ゲート事件という政界スキャンダルに対する深刻な反省を経てきているという事情があり、政府に対する国民の目が厳しいものがある。例えば情報公開請求のための市民用手引書を例に取っても、米国の場合は、連邦政府印刷局発行のハンディーな、官製の手引書が発行されている他に、民間書店より市民の立場から情報公開請求のノウハウを教示した(開示請求レターの書き方、開示を拒否された場合の具体的な対応の仕方、開示を認められる/認められない場合の例等を例示し、関係政府機関のディレクトリー等を含んでいる)書籍が発行されている。これに対し、カナダの場合は、Treasury Board of Canada発行の情報公開法解説の簡単なブローチャーが政府機関事務所に置かれ、具体的な開示請求書様式は連邦政府印刷局発行のAccess Registerと呼ばれる数百頁にわたる大部な解説書(全カナダの行政機関についてどのような情報を請求できるかを解説したもの)に組み込まれており、このAccess Registerはカナダの公共図書館、郵便局等に置かれている。手引書のavailabilityに関しては米加一帯に比較は困難であるが、手引書の使い易さ、また官製版に対して民間版もあること等を勘案すれば、米国の方が情報公開法がより市民に身近である。換言すれば政府に対する市民の目がより厳しいということが言えよう。

国際協力事業団の場合、こうした先進国主要援助機関の情報公開及びプライバシー保護の実情に目くばせしておくことは非常に重要なことではあるが、他方情報公開、プライバシー保護は国政レベルの非常にデリケートな問題を含んでおり、国政レベルでのこの問題の推移を考慮する必要がある。米、

加、仏、英4カ国の援助機関の中では英ODAが一見最も保守的な対応をしているやに見受けられるが、これも英国国会で情報公開法、プライバシー保護法が与野党対立のため何度も審議未了となり、成立に至っていない事情を考えれば致し方のないことであろう。

我が国の場合、いくつかの地方自治体（特に革新系首長を有する地方自治体）において、情報公開、プライバシー保護に関する条例等を定めているところがあるが、これは革新首長なりの独自の県政理念に基づいて、いわば上からの指導力に基づいて推進しているものであり、このやり方を国の政府関係特殊法人である事業団が行うことは不可能である。

また国際協力事業団の場合は、外国の資源問題、国防上の問題、外交上の問題に関する情報を扱うこともあるわけで、このことが情報公開を難しくしているのは事実であり、国家機密等の要素を持たない地方公共団体の方が情報公開については取り組み易い状況にある。

したがって国際協力事業団としては、情報公開、プライバシー保護に関する国政レベルの動向を見つつ、また類似の業務を行っている先進国主要援助機関から見習うべき点は見習いつつ、この面における改善を進めていくことになろう。

先進諸国の援助機関、特にUSAID及びCIDAから見習うべきものとしては、マニュアルの整備がある。情報公開、プライバシー保護というデリケートな問題を扱うだけに、また担当官、監督者の責任問題にも発展する可能性の高い問題であるだけに、両援助機関のマニュアル（資料編参照）は懇切丁寧に書かれている。

ただし、これらマニュアルは各々の法制、及び国情を反映しているため、そのまま直接参考になるわけではないことは、言うまでもない。たとえばプライバシーとは何かについての考え方も、西欧人と日本人の間には感覚的には相当の差があろう。もちろんプライバシーについての国際的な平均的な考え方には目くばりする必要がある。

また情報公開、プライバシー保護については時代と共に考え方も変化することに留意する必要がある。米国の情報公開法はつとに1960年代に成立していたが、1974年のウォーター・ゲート事件の反省から、「より開かれた政府」を求める国民、議会の強い声を反映した形で1975年にほぼ現在の形に大幅改訂されたいきさつがある。また米国で現在野放しにされている情報公開のプライベート・ユース、すなわち民間企業等による情報公開法を盾に取っての、営業目的の情報公開要求についても、目に余る事態になれば、法改正によるやり戻しもなきにしもあらずであろうし、その場合、特にコンサルタント契約情報の公開について相当の制限が加えられることも考えられる。

最後に、情報公開に向けて事業団として留意しておくべき問題点を2点挙げておきたい。

#### (1) よりよい記録管理、検索・調査方法の探究、情報・資料の区分指定

情報公開要求に対しスムーズに対応するには、あまりにも基本的なことではあるが、記録管理を厳格、緻密にしておくこと、検索方法・調査方法を合理化あるいはOA化する等を検討しておくこと、また情報・資料の区分指定（公開／非公開の区分指定等）及びその理由付けを厳密にしておくことが

肝要である。これができないと、情報公開請求が出たあとの事務方の負担ばかりが大きく、また多大のエネルギーと時間を消費した場合、該当情報なしの回答をするというようなことになりかねない。

もちろん能動的に情報を公開するもの、広報においてはこの限りではないが、公開されるものが多種多様化してくる場合には、何が公開されているかの情報を把握しておく努力が必要になる。

## (2) 職員の認識を深める

いかに法制が整備され、マニュアルが整備され、区分指定決裁過程が整備されようとも、いかなる情報が公開あるいは非公開となるかを第一義的に決定するのは職員の判断である。USAIDの例でもそうである。

もちろん法制、マニュアルに明らかに反した取扱いは取り得べくもないが、公開／非公開どちらとも取れるケース、微妙な判断を要するケースの際には安易に非公開にするケースが現にUSAIDでも多い由であり、また逆に不用意に公開してしまうケースも予想される。いずれにしても情報公開、プライバシー保護に関する職員の問題意識を高めておく、また必要に応じて研修の一環に組み込んでおく等が必要となろう。

以上





JICA